

**2018年版ビジネス実務法務検定試験®2級完全合格テキストをご利用の皆様へ  
民法改正点に関する「学習の手引」**

著者 塩島 武徳

本書 p. 475 に掲載の通り、2017年5月に改正民法が成立し、2020年4月1日から施行されます。

一方、ビジネス実務法務検定試験®（以下、「当試験」とします。）の法令基準日は、各級とも毎年「前年12月1日までに成立している法律」となっており、つまり「実務上は2020年4月までは現行（改正前）民法のままであるが、2018年（7月及び12月）に実施される当試験では、民法改正点から出題される可能性がある」ということです。

こうした点を踏まえ、当試験の2級に短期間で効率的に合格して頂くため、民法改正点につきましては、以下のように本書による学習を行って下さい。

**学習の手引**

**1. 現行法の規定→改正点の順序で学習しましょう！**

改正民法が施行前という現状を踏まえると、当試験では、「法改正により、こう変わる」という、民法改正の前後について問われる可能性があります。したがって、学習の順序としては、まず本書の「本編」の学習（第2章や第4章。現行の民法規定の学習）をした上で、本書 p. 475 以下に掲載した「付録」の民法改正点（どう変わるのか）を参照・確認して下さい。

なお、今回の民法改正は「民法大改正」とも言われていますが、改正点は「債権法」分野が中心であって、また、債権法分野の全部が改正されたわけではありません。

したがって、改正のなかった現行法の範囲（例：改正のない契約規定や抵当権など担保物権）を中心に問われる可能性も十分にありますので、まずは本書の「本編」の学習をしっかりと行って下さい。

**2. 会社法など「民法以外の法律」もしっかり固めましょう！**

当試験の3級（民法で約50点分）に比べると、2級における民法からの出題数は少なく（約25点分）、過去の出題範囲からみても、今回の改正点に関する出題数は5/40問程度と見込まれます。したがって、民法改正点の学習は本書付録の範囲にとどめ、会社法など他の頻出科目（法律）の学習も、本書によりしっかりと行って下さい。

以上、改正民法が出題範囲となり、はじめて迎える当試験であるため、情報が乏しくご不安な点もあろうことと思いますが、当「学習の手引」を参考に、本書により安心して学習を進めて下さい。皆様の合格を、心よりお祈りしています。